

お知らせ

パブリックコメント(市民意見募集)を実施

市では、事業区域およびその周辺の災害の防止、生活環境および景観の保全を図るために、「茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導致要綱(案)」をとりまとめました。

そこで、広く市民の皆さんのご意見を反映させるため、パブリックコメントを実施します。

◆募集期間

10月1日(火)～31日(木)

◆閲覧場所

都市計画課、同課ウェブページ、市役所1階情報公開コーナー、本納支所

◆提出方法

書面の持参、郵送、FAX、Eメール

※持参の場合は、8時30分～17時15分(土日、休日を除く)

【提出・問合せ】

都市計画課(8階)

〒297-8511

茂原市道表1

☎(20)1546、FAX(20)1606

✉keikaku@city.moharachiba.jp

8月27日付けで都市計画を変更しました

①都市計画道路の変更路線

(廃止、一部廃止、構造変更)

廃止 3・4・4号東羽貫

富士見線、3・6・12号富士

見北三貫野線、3・4・14号

富士見落合台線/一部廃止

3・4・8号二重堤東羽貫線

(変更後:八千代小林線)、3・

4・9号桑原梅田線(変更後:

桑原八千代線)、3・4・20

号大芝早野線(変更後:大芝

下永吉線)/構造変更 3・

4・5号茂原駅前線、3・4・

7号大芝鷺巣線、3・4・10

号小林浜町線、3・6・11号

地美長者ヶ台線

②用途地域の変更箇所

県道茂原長生線沿線(木崎字手矢付近)、市道2級34号線付近(東郷字御用地付近)

関係図書は市都市計画課、県都市計画課で縦覧していただけます。

☎(20)1546、FAX(20)1606

県都市計画課

☎043(222)3376

FAX043(222)7844

役立つ!

再就職支援セミナー

市では、千葉県ジョブサポートセンターと共催で、再就職を支援するセミナーを開催します。また、セミナー受講者は生活・就労に関する出張相談も受けられます。

日時 11月6日(水)セミナー

10時～12時、個別相談13時30分～16時/対象 求職中の方

定員 70名/申し込み 30人、出張

相談 4人(予約制・先着順)

費用 無料/場所 市役所

102会議室/申込 定員になり次第締切

【申込・問合せ】

商工観光課(6階)

☎(20)1528、FAX(20)1604

防災行政無線の点検を実施します

市内に設置してある防災行政無線(屋外子局)の一斉点検を行います。

点検期間 10月8日(火)～18

日(金)8時30分～17時※点検時

間中は試験音や試験放送が流

れることがあります。ご理解

とご協力をお願いします。

☎(36)7580、FAX(20)1602

☎(36)7580、FAX(20)1602

軽度・中等度難聴児の補聴器購入費を助成します

市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入にかかる費用の一部を助成します(修理は対象外)。

購入後の助成はできません

ので、必ず購入前に障害福祉

課へご相談ください。

☎(20)1666、FAX(20)1610

☎(20)1666、FAX(20)1610

☎(20)1666、FAX(20)1610

市民バス「モバス」の運行ダイヤが変わりました

市民バス「モバス」は、10月1日(火)から新しいダイヤで運行を開始しています。また、停留所の名称が左記のとおり一部変更となりました。詳しくは、都市計画課ウェブページまたは市内の各公共施設や市民バス車内で配付している「茂原市交通マップ」(令和元年10月1日改正版)をご覧ください。

◆名称変更の停留所

北部(豊岡)コース

①(旧)本納公民館

(新)本納郵便局前

②(旧)本納支所

②(旧)本納支所

②(旧)本納支所

②(旧)本納支所

②(旧)本納支所

②(旧)本納支所

②(旧)本納支所

②(旧)本納支所

(新)本納公民館・本納支所 歯科保健事業のご案内

市では茂原市長生郡歯科医師会の協力により、寝たきりや体が不自由で外出できず、歯科健診を受ける機会に恵まれない方に、在宅訪問歯科事業を行っています。

在宅訪問歯科指導を行うことにより、口腔内の衛生状態を改善し、口腔機能の維持・回復だけでなく、全身的な機能の向上を図ることが期待できます。ぜひご利用ください。

対象 ①65歳以上の寝たきりの方、②障害などにより外出困難な方※①・②とも介護保険法による歯科部門の居宅療養管理指導のサービスを受けている方および施設入所者は除く/内容 ①口腔内清掃および義歯清掃などの歯科保健指導、②歯周疾患、う蝕などに対する応急処置、③往診

歯科医療の必要性の把握(市内の協力歯科医師が訪問します)/実施制限 1年に1回限りで自己負担はありません。

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

☎(20)1546、FAX(20)1606

